

野木 正吉

大正電燈株式會社 (9.19.)

1. 今回、解雇は、不意に大恩料を以て、
金命より取済せられた。

2. 今後若し、解雇が必要の場合、
足組向以上、時子、以下、手差を以て
解決。

解 決 正吉

(9.20.)

拒絶。

~~解決~~